

第4回 船橋市景観総合審議会 議 事 録

日時 令和6年1月23日（火）

午後2時00分～午後3時30分

場所 本庁舎分室（県合同庁舎内）会議室1

1. 開催日時

令和6年1月23日（火）午後2時00分～午後3時30分

2. 開催場所

本庁舎分室（県合同庁舎内）会議室1

3. 出席者

第1号委員（学識経験者）

宇於崎 勝也 : 日本大学理工学部 教授

佐藤 徹治 : 千葉工業大学創造工学部 教授

第2号委員（関係行政機関）

関谷 和春 : 千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課
景観づくり推進班長

第3号委員（関係団体）

田端 友康 : 一般社団法人千葉県建築士会

小室 正己 : 千葉県屋外広告美術協同組合 理事長

高宮 幸子 : 船橋商工会議所

第4号委員（市民）

永原 聡子 : 市民公募委員

細沼 あゆみ : 市民公募委員

事務局

鈴木建設局長

宗意都市計画部長

奥村都市計画課長

鈴木都市計画課長補佐

佐藤主査

北野係長

國吉副主査

若山主任主事

青木技師

4. 欠席者

第1号委員（学識経験者）

加藤 幸枝 : カラープランニングコーポレーションクリマ
代表取締役

第2号委員（関係行政機関）

小山 毅 : 船橋警察署 生活安全課長

金子 雄介 : 船橋東警察署 生活安全課長

第3号委員（関係団体）

宇戸谷 友益 : 東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社 支社長

5. 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

報告1 昨年度の取組みについて【公開】

報告2 景観重要建造物等の助成制度について【公開】

報告3 景観協定について【非公開】

※報告3は船橋市情報公開条例第7条第3号に該当する不開示情報が含まれるため、同条例第26条第2号に基づき非公開とした。

6. 傍聴者数

0人

7. 決定事項

特になし

8. 議事

【開会】

○事務局

それでは、本日は、お忙しい中お集りいただき、誠にありがとうございます。定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、第4回船橋市景観総合審議会を開催いたします。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます、事務局の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、委員の変更がございましたので、ご紹介いたします。

(新委員挨拶)

○事務局

ありがとうございました。

なお、本日所用により欠席されていますが、3名の委員が新たに就任されましたことをご報告いたします。

(新委員紹介)

○事務局

続きまして、事務局職員の変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

(事務局挨拶)

○事務局

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

(資料の確認)

【定員数の報告】

○事務局

続きまして出席委員数等をご報告いたします。本日は、4名の委員が所用によりご欠席となっています。よって本日は委員12名のうち、8名の方にご出席いただいておりますことから、船橋市景観総合審議会条例第6条第2項に定める定足数に達していることをご報告いたします。

また、本日の審議会につきましては、傍聴希望の方がいらっしゃいません。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

○会長

皆さんこんにちは。ご無沙汰しております。年も新たまりました。早速始めていきたいと思えます。

【会議の公開の説明】

○会長

それでは、まず議題に入る前に、会議の公開についてお話をさせていただきます。船橋市情報公開条例第26条の規定によって、船橋市の設置する附属機関の会議は原則として公開とされておりますことから、次第の報告1及び報告2については、同条例に基づき公開となります。

報告3については同条例第7条第3号に該当する不開示情報を含むことから、同条例第26条第2号の規定に基づき非公開といたします。また、会議後は会議録を作成し、非公開の部分を除き、公開いたします。なお、不開示情報が容易に分けられる場合、相当の期間が経過したこと等により不開示情報に該当しなくなった場合など、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条第3項各号に該当するときには、非公開の部分についても、会議録を公開することとなります。

また、本日は、事務局で記録のために音声の録音をさせていただきますのでご了承くださいと思います。

【議事録署名人の氏名】

○会長

続きまして、事務局が作成しました議事録の内容を確認していただく署名人を委員の中から2名選出させていただきます。A委員とC委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(「お受けします」との声あり)

【議題】

○会長

それでは、次第に従いまして、昨年度の取組みについて、事務局よりご報告をお願いします。

○事務局

それでは報告事項の1つ目、「昨年度の取組み」について報告いたします。

2ページをご覧ください。屋外広告物に関する取組みについてご報告します。左のグラフは屋外広告物の許可件数になります。屋外広告物条例第15条に基づく許可の件数は令和4年度424件でした。許可件数はグラフのとおり、例年と同程度でした。次に右のグラフについてです。こちらは委託業者にて、電柱のビラや道路上に管理されずに放置されている立看板などの違反屋外広告物の撤去を行った件数になります。令和4年度は27,227件で、令和2年度より減少傾向となっております。

3ページをご覧ください。「屋外広告物官民連携実行委員会」の取組みについて報告します。まず組織の紹介です。この組織は条例を制定している「千葉県」、「千葉市」、「船橋市」、「柏市」、オブザーバーとして「流山市」、〇〇委員を会長とする「千葉県屋外広告美術協同組合」で組織しており、事業者と行政が一体となって屋外広告物に関する制度の普及及び啓発などを行う組織でございます。

4ページをご覧ください。令和4年度に「屋外広告物官民連携実行委員会」にて行った取組みについて報告します。まずは「千葉県屋外広告物美化キャンペーン」についてです。アンケートやポスター掲示をとおして屋外広告物制度の普及・啓発を行うイベントです。令和4年度は海浜幕張駅前にて開催し、当日は653名の方にアンケートに回答いただきました。次に船橋市中央公民館で行いました「千葉県屋外広告物セミナー」についてです。こちらのセミナーは屋外広告物の行政担当者と屋外広告業従事者向けに開催したセミナーになります。2名の講師をお招きし、第1部では広告業の実務について、広告物が設置されるまでの流れなどを講演いただき、第2部では広告のデザインを考える上でのポイント等を講演いただきました。当日は44名の方に参加いただきました。屋外広告物関係の報告は以上となります。

5ページをご覧ください。景観届に関する取組みについてご報告します。景観法第16条に基づく届出についてです。船橋市では「届出対象行為」として「一定規模以上の建築物の新築」や「一定規模以上の開発行為」などを定めております。令和4年度は73件届出がありました。内訳は表のとおりとなっております。届出の件数は例年と同程度となっております。なお、1つの届出で複数の行為を届け出ることが可能であるため、表の左の行為の合計と届出件数は一致しません。

6ページをご覧ください。令和4年度に届けられた完了届の事例を紹介する前に、届出の際の景観形成基準をお伝えします。船橋市ではこちらの表のとおり勧告基準が定められており、届出対象行為はこちらの基準に適合する必要がございます。

7 ページをご覧ください。勧告基準に加え、表に示す変更命令基準が定められております。届出対象行為の内、一定規模を超える建築物の新築等、例えば共同住宅の新築などでは外壁及び屋根の色彩はこちらの基準にも適合する必要があるがございます。それでは事例を紹介いたします。

8 ページをご覧ください。こちらは前原西 5 丁目の共同住宅の事例になります。「色相が 7.5YR で、彩度が 2」に対して、彩度の基準が YR の場合 6 以下ですので、景観形成基準に適合していることが確認できます。また、これ以外の届出においても、色彩基準に適合していることを確認しております。

9 ページをご覧ください。船橋市景観計画では「良好な景観の形成を図るための配慮事項」が示されております。配慮事項とは景観計画区域におけるすべての建築物の建築等を行う際に、事業者などが配慮する景観形成上の事項です。この配慮事項は土地利用に対応した 4 つの地域区分ごとに定められております。次のスライドから完了届が提出された中で、この配慮事項が計画に取り入れられた事例を紹介いたします。

10 ページをご覧ください。こちらは夏見台 4 丁目の介護老人保健施設の事例になります。「自然・田園系地域」に分類されております。景観形成の配慮事項では「建築敷地内のゴミ集積所などの附属施設・設置物等については、建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮した配置・規模・色彩・デザインとなるよう努める」と示されております。こちらはボックスタイプの採用と高さを抑え、彩度の低い色彩を採用することで、周辺のまちなみとの調和に配慮した事例です。

11 ページをご覧ください。こちらは前原東 5 丁目の共同住宅の事例になります。「住居系地域」に分類されております。景観形成の配慮事項には「敷地の接道部においては、塀、柵、生垣・植栽、地面の仕上げ等に自然素材を積極的に活用するなどの工夫により、沿道のまちなみの一体感や連続性の確保、歩行空間の魅力向上に資するよう努める」と示されております。この事例の場所は前面の道路に高低差があるところですが、段差を用いて植栽帯が設けられた事例になります。以上が令和 4 年度の船橋市の取組みになります。以上です。

○会長

ありがとうございます。ただいまの報告に対して、ご意見やご質問はございますか。

○会長

では皮切りに、私から 3 つ質問します。まず 2 ページのところで、違反屋外広告物の除却件数が減少しているとのことでしたが、これは違反広告が少なくなったと感覚的に考えてよいのか、というのが 1 点目になります。次に、5 ページのところで、届出がされたものに対して、変更命令を出すことができますが、変更命令を出したことがあるかどうかということが 2 点目、3 点目は 9 ページで、景観計画区域というご説明があったかと思いますが、船橋市の場合は、景観計画区域は市域全域と定められているのかという確認をしたいと思います。3 点お願いします。

○事務局

最初に件数の話ですが、市内業者に撤去していただいておりますので、その業者の方から、以前と比べて撤去広告が少なくなっていると報告を受けておりますので、実際に少なくなっていると思っております。2点目の変更命令ですが、船橋市で行ったことはありません。3つ目の景観計画区域については、市内全域となっております。

○会長

はい、ありがとうございます。市民の皆さんも景観のルールを良くご存じで、守っていただいているということだと思いますが、いかがでしょうか。

○副会長

11ページの事例3、共同住宅のところですが、塀、柵、生垣・植栽、地面の仕上げ等の工夫、これで歩行空間が魅力的となったというのは良くわかるのですが、沿道のまちなみの一体感や連続性と書かれていて、この共同住宅の周辺がどうなっているのか、本当に一体感や連続性がとられていればこの記述でいいと思うのですけれども、そうなっているのか、教えていただければと思います。

○事務局

11ページのスライドの上に表記されているものは、景観形成の配慮事項ということで、景観計画内に記載された内容となっております。そして、スライドの下に表記されているものが、事業者の配慮事項となります。こちらは前原東5丁目で、共同住宅が立ち並んでいる場所になります。

○副会長

配慮事項ということで、この事例では必ずしもそうではないということでしょうか。

○事務局

はい、おっしゃる通りです。

○会長

他に何かありますでしょうか。

○E委員

こちらの取組みで事例紹介をいただきましたけれども、これは完了届出書に写真等を添付されて報告され、それを現地に行つて確認されたと思ってよろしいでしょうか。

○事務局

完了届出書に添付された写真で確認しており、現地確認は行っておりません。

○E委員

そうしますと、過去にもこういった届出書が出た事例に関して、継続的に景観を守っているかどうかというチェックまでは、特に市ではなさっていないという理解で良いでしょうか。

○事務局

そうです、そこまではやっておりません。

○会長

他にいかがでしょうか。それでは報告1については、皆さんからのご理解を得られたということで、こちらで終了したいと思います。

では、続きまして景観重要建造物の助成制度について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局

報告事項の2つ目、「景観重要建造物等の助成制度について」ご報告します。

2ページをご覧ください。まず景観重要建造物及び景観重要樹木についてご説明します。景観重要建造物及び景観重要樹木は景観法に基づき景観行政団体の長つまり市長が「指定の方針」に則り、指定することができる制度となっております。この「指定の方針」は船橋市景観計画に示されております。道路その他の公共の場所から望見でき、「歴史・文化等の特性が表れた特徴的な建造物や樹木」や「地域のシンボルとして市民に親しまれている建造物や樹木」などが示されております。これ以降、景観重要建造物は「建造物」、景観重要樹木は「樹木」と省略させていただきます。

3ページをご覧ください。現在の船橋市の「建造物」と「樹木」の指定状況です。「建造物」は現在第3号まで指定されており、平成23年に第1号アンデルセン公園の風車、平成28年に第2号船橋大神宮の灯明台、第3号に廣瀬直船堂が指定されております。なお、現在アンデルセン公園の風車は羽根を回転させられるように修理中でございます。「樹木」については現在のところ指定はございません。

4ページをご覧ください。「建造物」及び「樹木」に関する船橋市の現状について説明します。「建造物」は歴史的・文化的に優れている場合が多く、修繕などが発生した場合は修繕費が高額になることが予想されます。第2号灯明台と第3号廣瀬直船堂は民間の方が所有しており、修繕が発生した場合は所有者の負担が大きくなるといった現状がございます。

5ページをご覧ください。現状の2つ目として、景観法第46条には「所有者は景観行政団体又は景観整備機構に対し、管理に必要な助言又は援助を求めることができる。」とされております。この「援助」は金銭的なことだけではございませんが、所有者より金銭的な援助を求められた場合、船橋市では制度の整備がなされていないといった現状がございます。

6ページをご覧ください。現状を整理しますと、「修繕が発生した場合、所有者の負担が大きいこと」や「金銭的な援助をする制度がない」といった現状がございます。こういった現状ですと、修繕が行われず、重要な景観が保全されないという問題が発生する可能性があります。船橋市景観計画には「船橋市の良好な景観を守り・活かし・創り・育み・取り戻し、次世代へと受け継いでいくこと」や、「市民・事業者・行政が協働して、総合的に景観形成の取り組みを推進していくこと」が示されております。そこで、現状に鑑み、まずは他自治体の助成制度について調査しました。

7ページをご覧ください。調査した内容と結果について説明します。令和4年3月31日時点での全国の指定状況は、「建造物」は2県111市区町で730件、「樹木」は67市区

町村で279件指定されております。船橋市では「建造物」を指定している当市を除く2県110市区町に対して、「建造物」に対する助成制度の策定状況について調査いたしました。回答を101の自治体からいただき、45の自治体が策定済みと回答がありました。「建造物」を指定している自治体の約45%が助成制度を策定していることがわかりました。そこで更にこの45の自治体の内、16の「政令指定都市」と「中核市」にしぼり、再度、助成制度の内容について調査いたしました。この調査では「助成対象の範囲」や、「助成限度額」及び「助成率」について調査しました。次のスライドからその調査結果を報告します。

8ページをご覧ください。まず「建造物」の助成対象の範囲についてです。このような敷地の一方のみ道路に面した「建造物」をモデルケースとします。各自治体の制度内容が異なるため16自治体の「傾向」と捉えていただければと考えております。調査の1つ目として道路から望見できない部分、例えば道路から見て「建造物」の裏手にあたる部分の修繕工事を助成対象としているか調査しました。これに対しては16市の内15市が助成の対象という結果でした。

9ページをご覧ください。次に「建造物」の柱や梁、基礎といった構造耐力上主要な部分の修繕工事を対象にしているかについては16市の内11市が対象と回答がありました。

10ページをご覧ください。次に内装の修繕工事を対象にしているかについては、16市の内5市が対象としておりました。ただし、内部を一般公開している場合においては対象とするという回答も見られました。

11ページをご覧ください。次に敷地内にある工作物や植栽などの修繕及び修景工事を対象とするかについてです。図のように敷地内には多くの工作物等が存在することが想定されますが、16市の内14市が「建造物」以外の工事を対象としておりました。

12ページをご覧ください。次に防虫害工事や防火設備工事等を対象としているかについてです。こちらは修繕とは違い予防として行う工事を想定しておりますが、こちらについては16市の内6市が対象としておりました。

13ページをご覧ください。次に工事以外の設計や監理を対象としているかについては、16市の内10市が対象としているという結果でした。

14ページをご覧ください。次に樹木の助成対象の範囲についてです。あくまでも「建造物」に対する助成制度を策定している自治体に対しての調査になります。「樹木」の樹形の整形等の費用を対象としているかについては16市の内8市が対象という結果でした。

15ページをご覧ください。最後になりますが、「樹木」以外の例えば倒木防止のための支柱等を助成対象としているかについて調査しました。樹木を助成対象としていると回答をいただいた8市の内7市が対象としておりました。

16ページをご覧ください。助成対象の範囲について整理します。半数以上の自治体が助成対象としている項目を赤枠で囲っております。一番上部に記載されている「道路より望見できる箇所」の修繕については助成制度を策定している自治体は当然対象としていることから調査をしておりません。調査した結果、「建造物」の外側については望見できる、でき

ないにかかわらず助成対象としていることがわかりました。「建造物」の内側については構造耐力上主要な部分について多くの自治体で対象としている一方、内装については助成対象としている自治体は少ないという結果でした。次に敷地内の「建造物」以外の工作物及び植栽などの修繕、修景工事については多くの自治体が対象としておりました。また、建造物の工事以外の設計や監理等も対象としていることがわかりました。「樹木」については、半数の自治体が樹木の整形等を助成対象としており、そのほとんどが樹木以外の支柱などについても助成対象としておりました。

17ページをご覧ください。次に助成限度額と助成率の調査結果についてです。まずは「建造物」についてです。16市に「同一の年度内に1つの建造物に対して助成できる限度額及び助成率」について質問しました。回答がなかった自治体や予算の範囲内と回答した自治体を除き、割合を算出しました。左のグラフの助成限度額は、300万円から1000万円という範囲でした。限度額を401～600万円としている自治体が11市の内7市、率にして64%という結果でした。右のグラフの助成率は、2分の1から5分の4という範囲でした。11市の内7市、率にして64%が2分の1という結果でした。

次に「樹木」についてです。樹形の整形等を行う場合の限度額及び助成率について調査しました。左のグラフの助成限度額は1万から500万円という範囲でした。31～60万円が7市の内3市、率にして43%という結果でした。右のグラフの助成率ですが2分の1から3分の2の範囲でした。7市の内5市、率にして72%が2分の1としておりました。

18ページをご覧ください。調査結果をまとめるとこのようになります。船橋市が行った調査の結果、「建造物」を指定している約半数の自治体が助成制度を策定しておりました。先にもお伝えしたとおり、船橋市景観計画では「船橋市の良好な景観を守り・活かし・創り・育み・取り戻し、次世代へと受け継いでいくこと」、また「市民・事業者・行政が協働して、総合的に景観形成の取り組みを推進していくこと」を目的としており、そのためにも船橋市も助成制度を策定する必要があると考えております。

19ページをご覧ください。最後に現段階で考えているスケジュールをお伝えします。本日の審議会でご意見いただいた内容を元に助成制度について検討していきます。次回景観総合審議会にてその助成制度の概要を報告させていただきたいと考えております。その後、助成制度に関する要綱（案）を作成し、審議会にて諮問させていただきたいと考えております。以上が景観重要建造物等の助成制度の報告になります。

○会長

ありがとうございます。報告2、景観重要建造物に対する助成を考えていきたい、市側としてはやりたいということをお分かりいただけたかと思いますが、それについてのご意見、やらなくてもいいのではないかという意見から始まって、どれぐらいの額とか、どれぐらいの率とかということのご意見を伺いたいということです。いかがでしょうか。

○副会長

助成制度を検討する前提条件として、将来的に件数がどれぐらいになるのかというのが、

予算との兼ね合いでいうと、非常に効いてくると思います。現状で建造物が3件で樹木がなしということですが、7ページで他の自治体の数字と比べると、単純に平均すると1自治体あたり7件ぐらいあるという感じがしますが、今後船橋市としては増やしていくというお考えがあるのか、もしくは既に検討中のものがあるのか教えて頂きたいと思います。

○事務局

今のところ、検討中のものはありません。市政80周年に景観80選を市民から募集して選んでおります。ただ、それが景観重要建造物や景観重要樹木になる、というものでもないので、今後この助成制度ができ次第、アピールと同時に建造物等の募集等を行いたいと考えております。

○副会長

他の自治体の助成限度額の調査結果が17ページにあります。件数は11や7なので、具体的な数字を出しても良いのではと思うのですが、401万から600万円が一番多いとのことですが、実際はほぼ500万円ということでしょうか。区分が分かりづらいと思ったので、教えて頂けるとありがたいです。

○事務局

おっしゃるとおり、500万円や600万円がボリュームゾーンになります。

○副会長

ありがとうございます。

○会長

他にいかがでしょうか。

○D委員

4ページの船橋市の現状というところで、第3号に廣瀬直船堂が指定されていると思いますが、こちらは個人所有ということで、現状では個人は1件だけでしょうか。

○事務局

はい、個人所有は1件になります。大神宮は神社なので、民か官かといったら「民」になります。個人としては廣瀬直船堂1件になります。

○D委員

ありがとうございます。はす向かいに森田呉服店の、やはり古い建造物がありますが、この廣瀬直船堂だけが指定されているというのは、どういう経緯があったのでしょうか。

○事務局

廣瀬直船堂の向かいに森田呉服店がございます。当時、廣瀬直船堂を指定する際に、市としては森田呉服店や東葉門、もう無くなってしまいましたが玉川旅館などを候補に挙げて、協議をさせていただきました。その中で同意をいただけたのが廣瀬直船堂で、あとは同意に至らなかったという状況でございます。

○会長

他にいかがですか。

○F 委員

今同意がいただけなかったというお話があったのですけれども、そもそも、船橋市から建物所有者に対して指定をしたいとお話をして、同意をいただけたら指定するという感じなのでしょうか。

○事務局

そうです。同意がいただければ指定はできます。

○F 委員

今、補助金のお話が出るということは、保存を依頼した時にお金の話が問題になったから、そういうお話をされているということでしょうか。

○事務局

やはり廣瀬直船堂にしても灯明台にしても歴史的な物ですので、修繕に関する費用は多額になってくると考えられます。廣瀬直船堂はこれまで修繕していないと伺っていますが、何も助成できないのはどうなのかと、できるだけ船橋市内の景観資源を残していきたいというのが、我々の考えですので、その中で助成制度を検討させていただきたい、というのが今回の報告になります。

○会長

景観重要建造物はそもそも法でもメリットがありません。例えば相続するときに相続税の 7 割で良いという制度がありますが、7 割ではまだ高くて、それ以上上げてもらえないし、あとは建築基準法を一部守らなくても良いというのがありますが、それ以外はメリットがないというのが事実なのです。今回調べ始めたのは、民間で所有されている方は修繕にお金がかかっている、それを自分で負担していらっしゃる。市が指定しておいて、個人で全部やってくれというのでは、困るのではないかと、ということで他の自治体を調べたところ、半分くらいの自治体で助成をし始めていた。船橋市としてはインセンティブにして、という言い方は変かもしれないですが、副会長からお話があったかと思いますが、他にもまだ指定できるものがあると思いますので、何もメリットがないなら指定されても困るよという話が、こういうメリットがあるから指定を受けようとなり、これから指定を増やしていけば、船橋の魅力に繋がるのではないかと流れの中で、第 1 歩としてこういうことができるのではないかと、ということだと思います。ですので、委員の皆さんにはあまり後ろ向きではなくて、助成はした方が良いということにご同意をいただきたいと思いますし、これから、金額はいくらぐらいなのか、何割ぐらいなのか、といったことをご議論いただいて、担当課にはうまく予算を取ってもらわないといけませんが、うまく予算がつけば、これから弾みがついて、上手く転がっていくのではないかと思います。

他にいかがでしょうか。

○B 委員

他に歴史的建造物とか重要文化財とかそのような指定は、船橋市にあるかどうか把握できていないのですが、そちらの補助があるのか、あったらどのような助成制度になっている

かを比較していかないと、不公平なところがあるので、逆に言えばそのような建物も景観重要建造物に指定し、市から補助をすることができるのか、ということをお聞きしたいと思います。

○事務局

当市に文化課がございまして、確認したところ、国でも県でも市でも文化財に指定されていれば、文化課で多少補助は出しているというのを聞いております。例えば修繕費の2分の1以内が助成されるということです。当課としても文化課と連携して、制度を検討していきたいと思います。

○会長

文化財に指定されていても、景観重要建造物に指定することは可能だと思いますので、どちらの助成を使うかという話は出てくるかもしれませんね。

他にいかがでしょうか。

○E委員

今後指定を増やしていきたいというお話でしたけれども、市で選ぶのと、公募と両方という意味合いでよろしいでしょうか。

○事務局

はい。そうです、両方になります。我々も何かあるのか探してみますし、建造物をお持ちの方から市に話がいただければ、指定を考えていきたいと思います。

○E委員

そうしますと、メリットとして助成金を得られるので、建造物などを残していただきたいということと、指定されることで補助が受けられるという話になると思うのですが、指定を受けた以上、残さないといけないとか、樹木だと切ってはいけないとか、義務がセットされるイメージでしょうか。

○事務局

そうです。景観重要建造物も樹木も管理の方針がございまして、そこで管理方法についても決めていくことになっております。

○E委員

先ほど、玉川旅館の話がありましたけれども、残したいけれども費用がかかってしまうので、残さない現状があつて、そこで助成金があることで残せるというのが、一番良い道筋だと思うのですが、助成金が足りないとか、その程度の助成では残せないだとか、という時には、枠を作ってしまうとケースバイケースで対応するということが難しくなるのかと、もちろん予算があることなので、上限がないというわけにはいかないと思うのですが、そういった場合のイメージを想定されているのかお伺いできればと思います。

○事務局

現在、金銭的な範囲は検討中で、次回にでもある程度報告させていただければと思います。

○会長

景観重要建造物も景観重要樹木も指定の解除はできます。ただし、どのように解除するかという、手続きを予め定めておかねばならないと思います。いくら助成金があってもそれでは足りなくてやはり駄目だという場合もあり得るかと思いますから、これからルールをつくっていく中で、解除するときにはこのような手続きを踏んで解除していきましょと。民間所有のものですから、市の方からというより、まずは民間の方の意向が先だと私は考えています。そのようなルールは作れると思います。

○E委員

はい。

○D委員

お話を伺いますと、先ほど文化課の話がでました。第2号は、重なっているように思えるのです。この辺をもっとはっきりとさせ、どちらの担当課がやるではなく、明確にできないものでしょうか。文化遺産としてとらえる建造物なのか、景観として扱うものなのか、すっきりしないように感じるのです。その辺を分けたほうが明確にやっていけるのではないかと私は考えたのです。景観重要建造物ですと第1号から3号まで入るのかもしれませんが、文化財などの市の負担が入るべきものと、個人の管理するもの、その辺をもう少し明確にした方がよろしいのではと考えたのですが。

○事務局

例えばアンデルセン公園の風車は市の所有で、この助成金は使えないと思います。そちらは市が管理しているので市の予算で対応していくことになります。出来るとしたら、景観重要建造物の2号と3号だけ、灯明台と廣瀬直船堂は助成の対象になるかと思います。

○D委員

大神宮は個人なのですか。

○事務局

そうです、神社なので「民」のものになります。アンデルセン公園の風車だけは、公共施設で市が管理しております。

○D委員

ありがとうございます。

○F委員

今おっしゃっていたことは、私も感じるのですが、灯明台と個人の住宅を同じレベルで助成を考えるのでは無く、何か少し基準が違うものが必要なのではないかと、という趣旨かと思っています。一律に助成すると、やはり住んでいるものと灯明台では性質が全く違うものなので、その区切りがあいまいで、文化財的なイメージを受けているものと同じに論じられるのかということかと、私も感じます。

○事務局

整理させていただきますと、一般個人の方の住宅と、灯明台のようなある種皆さんに観て

いただけるように一般公開されているようなものを区別して考えるべきではないか、補助できる最大上限値を区別して設けるべきではないかというご指摘かと思います。それについてもご意見として賜りまして、今後の検討課題とさせていただければと思います。

○会長

他にいかがでしょうか。

景観重要建造物は古いものではなくても、今のものでも、景観として重要なものであれば構いません。今回の報告は、主に修理費について助成するというものですので、大神宮も廣瀬直船堂も自分のところで修繕し、支払い、その何パーセントかを市が助成するという形になります。所有者が修繕し、市が助成する。所有者の動きを受けてお助けしますよというスタンスです。ご自分が存続すると意思を固められたところに対して、協力したいというようなスタンスでこれから制度を作っていけたらと考えています。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ではこれは継続してこれからいろいろ細かいことを詰めたうえでまた市から提案を頂いて、皆様のご意見をいただいて、と何回か段取りが続きますので、ご記憶にとどめていただき、これからも話があるというようにしたいと思います。それでは報告2についてはこれで終了したいと思います。

続きまして、報告3の景観協定について、事務局より説明をお願いします。

○報告3 景観協定について【非公開】

※報告3は船橋市情報公開条例第7条第3号に該当する不開示情報が含まれるため、同条例第26条第2号に基づき非公開とした。

○会長

本日は報告1、2、3と報告のみでしたが、何か発言し忘れたとか、追加があるというようなことはございませんか。

それでは本日は以上といたします。事務局から連絡事項等ありますか。

【閉会】

○事務局

本日はありがとうございました。

委員の皆様におかれましては令和6年6月30日をもって任期満了となります。今のところ、任期満了前の会議の開催は予定しておりませんので、本日が現メンバーでの最後の審議会となります。本当にありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げたいと思います。次期も委員を引き続きお引き受けいただける方におかれましては、後日改めて委嘱の依頼等をさせていただきたいと考えておりますので、またその手続きをよろしく願いいたします。

次回の第5回景観総合審議会につきましては、令和6年夏以降に開催したいと考えております。次期も委員をお引き受けいただける皆様におかれましては、会議の詳細等が決まり

ましたらご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上で
ございます。

○会長

はい、任期がもう終わりだという話が最後に出てきましたが、アイディアに関する宿題は
今月末くらいまでに何か気になることがあれば送っていただき、それを次の方に引き継い
ていきたいと思っております。2回しかお会いできなかったのですが、今回の任期は
これで終わりとなりますので、ありがとうございました。これをもちまして、第4回船橋市
景観総合審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

9. 資料・特記事項

(1) 傍聴者配付用資料

・報告資料

(2) 特記事項

特になし

10. 問い合わせ先

建設局都市計画部都市計画課景観係

047-436-2528